

グローバル企業の「税逃れ」問題 ②

アップルの場合

グローバル企業のアップルは、ルクセンブルグやアイルランドなど税率の低い国に資金管理会社や子会社を置き、子会社と取引を行った形にして節税を行っています。米上院の行政監察小委員会は2013年5月20日、米アップルが海外子会社などを活用して、巨額の課税逃れを行っていたとする調査報告書を公表しました。米上院の報告書によると、アップルは、2009年から12年に740億ドル(約7兆5000億円)の利益を米国から海外に移転しました。そのうち440億ドル分(約4兆5000億円)について課税を逃れたとし、「アイルランドを実質的なタックスヘイブン(租税回避地)として活用している」と批判しています。

アップルの「節税術」は、アイルランドと米国の税制の違いを利用し、高度で複雑な手法を駆使しています。企業は法人税を、住所が存在する国に支払うのが原則です。アイルランドでは、法人の実態がある場所が課税上の「住所」となりますが、米国では書類上、企業を設立した場所が「住所」になるのです。

運営の実権を米国に残したまま、アイルランドに会社を設立すると、米国にもアイルランドにも「住所がない」という状態になり、法人税を払わなくて済むのです。

アップルに対して、アメリカでは行き過ぎた節税であるという非難が高まった一方、アップルはアイルランドの法人税率12.5%を大幅に下回る2%に設定することで、アイルランド当局と合意していたと報道されており、利益を生み出していない金融立国(事実上のタックスヘイブン)がタックス・プランニングに協力することで、企業を誘致している実態が明らかになりました。

グーグルの場合

グーグルの場合は、殆どアップルと同じですが、いわゆるダブル・アイリッシュと言われる手法で、アイルランドに2つ会社を作ります。会社Aは事業実態がありますが、もう一つの会社Bは登記だけで、弁護士事務所を住所とし、グーグルの特許などをタックスヘイブンである英領バミューダから管理しています。

実体のある会社Aは事業収入の一部を特許使用料などとしてオランダの持株会社Cを通じて会社Bに払います。(このお金の

流れは、オランダ→アイルランド間の租税条約により非課税、アメリカも本支店間の取引として非課税) Bはバミューダに本籍のある会社の外国法人の形を取っているため、アイルランドの税法では課税対象になりません。グーグルは、利益の一部を合法的にバミューダに逃がしているのです。

このような節税手法は、多国籍企業の税務担当者の間では常識で、米国の公開企業上位100社のうち、タックスヘイブンを利用する企業は83社とも言われています。

